

あっせん状況について

平成17年3月
日本証券業協会

平成16年10月から平成16年12月までの間に、あっせん委員により和解が成立した事案26件であり、その主なものは次のとおりである。
なお、同期間中におけるあっせんの不調打ち切り事案は23件で、また、同期間中におけるあっせん申立件数は49件であった。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平16. 2	個人 (75 歳)	証券会社	<申立人の主張> 顧客が身体障害者 1 級で目が不自由にもかかわらず、「つなぎ売りである。」等言葉巧みに信用取引をさせたが、開始時に信用取引に関する説明はなかった。 したがって、当該信用取引等による損失について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人は 20 年近い証券取引の経験があり、また、信用取引口座の開設に当たっては、支店長及び扱者が取引の仕組み等について申立人に説明し、確認書等に申立人配偶者による代理署名及び捺印をいただいている。	3,340 万円	平成16年10月、あっせん委員は、申立人は目の不自由な障害者であり、また、証券会社は申立人の配偶者が確認書等の署名、捺印を代行したことに何の質疑もなく黙認したことは、責任を十分に果たしているとは言えず、双方に互譲を求めた結果、400 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
大阪	平16. 8	個人 (84 歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者は、投資信託の売買を繰返し勧誘した。申立人は 78 歳の高齢であり、投資経験も乏しく、勧誘された投資信託の商品性について理解する知識も判断力もなかったところ、扱者の主導により十分な説明を受けないまま、短期間で投資信託の売買が行われた。 よって、扱者が申立人に投資信託の購入や売却を勧誘したことは、申立人の投資経験や判断能力等に照らして適合性を欠き、説明義務にも違反するものであることから、投資信託の売買によって生じた損失額の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人は昭和 40 年代から株式投資の経験があると聞いている。当初利益が出たことから、投資信託の取引を継続するようになった。勧誘に当たっては商品内容を詳細に説明し、十分理解を得たと認識している。 以上のことから、適合性上も問題なく、説明も十分尽くしている。	688 万円	平成 16 年 10 月、あっせん委員は、扱者は、申立人の年齢、投資経験等を考慮すると、投資信託の短期売買を繰返す取引を勧誘するに当たっては、適合性の判断及び商品説明をより慎重に行うべきであったと認められ、一方で多くの場合、扱者は面談による勧誘を行っていることから、相応の説明がなされていた可能性があることは考慮されることから、27 万円を申立人に支払うことで和解成立。
東京	平16. 5	個人 (61 歳)	証券会社	<申立人の主張> 信用取引において追証発生の可能性を認識していたのに、証券会社が顧客の返済希望に応じず損失が拡大したことから損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人の注文は、いつでも受託、執行できる状況にあり支障は無く、損害賠償に応じる責任はないと考えている。	2,100 万円	平成 16 年 10 月、あっせん委員は、受注対応の一部に落ち度があったことを認め、双方に互譲を求めた結果、195 万円を申立人に支払うことで和解成立。
大阪	平16. 8	個人 (46 歳)	証券会社	<申立人の主張> ある銘柄の株式を新規に購入したが、扱者のミスで商号が類似する別の銘柄を購入されてしまった。当該事務処理ミスがなかった場合に得られたであろう利益から、誤って購入された株式の売却益を差し引いた金額について、損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 事務処理ミスを認め、一定の額の支払いに応じる。	16 万円	平成 16 年 10 月、あっせん委員は、被申立人の受注ミスにより得べかりし利益を逸したことは明らかであるとし、16 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
名古屋	平16. 9	個人 (36 歳)	証券会社	<申立人の主張> 勤務先株式の売り発注をしたところ、扱者が「現在、未公表の情報があるため、役職員の売買は禁止している。」との説明で売却を認めなかった。 4 日後、勤務先の担当と同伴し、発注日に売却の許可が出ていたことを伝え、同日売却を認めた。 以上の状況から、当初発注日の売買代金と実際の売却代金との差額について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> あっせんの申立てを受け、調査を行った結果、社内の連絡体制に不備があったことが判明した。	49 万円	平成16年11月、あっせん委員は、当初の売却注文を受けるべきであったとの申立てを認め、49 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
大阪	平16. 8	個人 (59 歳)	銀行	<申立人の主張> 定期預金は満期継続を希望していたにもかかわらず、母親に投資信託の勧誘を行い、同商品を購入させた。また、母親は高齢であり、投資信託の知識もなく、十分な説明も無いまま購入させられた。以上のことから取引は無効である。 <被申立人の主張> 預金証書及び印鑑とも申立人の母親が管理・保有していたものである。また、同資金についても同人が出捐したものと認められる。したがって、同人を預金者と判断し、投資信託の勧誘を行ったものである。また、勧誘に当たっても十分な説明を行っている。	234 万円	平成 16 年 12 月、あっせん委員は、提出された資料を総合して検討すると、本件定期預金が全て母親に帰属するとは認められないものの、被申立人において母親の預金であったと判断したことについては一定の事情も認められた。 しかしながら、母親に対する投資信託の販売については、母親が当時 88 歳という年齢であること、購入代金が 1,000 万円という少額でない金額であること、投資信託募集・購入申込書兼確認書には母親ではなく、申立人の氏名が記載されていること等の事情を総合すると、被申立人扱者には、本件投資信託の勧誘及び母親への売却の際に行うべき十分な説明や手続きに落ち度があったものと認めざるを得ない。 他方、申立人及び母親にも、母親に漫然と定期預金証書等の保管・管理を任せていたこと、本件取引後、取引名義人(申立人)宛に取引報告書が郵送されたと認められるのに直ちに苦情を申し入れていないこと等、本件被害の発生・拡大につき一定の落ち度があったというべきであり、その割合は 50%が妥当である。 双方が同意したことから、117 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平16. 10	個人 (53 歳)	証券会社	<申立人の主張> 証券会社の扱者から購入時に 110%の担保付である安全性の高い商品であるとの説明を受けた上で私募ユーロ円債を購入した。しかし、当該債券発行により集められた資金を貸し付けていた企業が会社更生法の適用を受け、認可された更生計画案により弁済率は債券の額面を大きく下回ることとなった。 勧誘時の安全性の高い商品との説明と異なることから、損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 損害賠償には応じる用意はあるが、金額については争う。	500 万円	平成16年12月、あっせん委員は、証券会社は申立人に対し担保により顧客の資産が保全されるので安全である旨の説明を行っていたが、担保実行を行わせなかった責任があるとし、3,750,000 円を申立人に支払うことで和解成立。
大阪	平16. 10	個人 (58 歳)	証券会社	<申立人の主張> 信用取引において委託保証金不足が発生したため、証券会社から電子メールで追証の必要性和入金がない場合は、12 日に強制反対売買するとの警告を受けた。しかし、証券会社は 14 日に反対売買を執行した。12 日の株価と 14 日の株価の差額について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立にかかる手仕舞義務がないことは、最高裁判決からも明らかであり、12 日に反対売買となる旨の通知をしたからと言って、12 日に反対売買をしなければならない債務を負担したことにはならない。 また下落の蓋然性があれば上昇の可能性もあり、かかる蓋然性のみから手仕舞義務が発生するというものではなく、12 日に反対売買しなかったことが権利の濫用となるものではない。 さらに申立人は未決済建玉があるにもかかわらず、何らの連絡、指示をせず海外渡航し、当時証券会社からは連絡がとれない状況にあった。	150 万円	平成16年12月、あっせん委員は、申立人の主張する手仕舞義務がないとする判例は、法律上手仕舞義務があるとするとはできないと判断したが、上記警告において「12 日に強制執行反対売買となります。」と表現したことは、申立人に対して12 日に反対売買されることとなると信じさせることとなったとも考えられ、不適切な表現であったと判断されるところから、互譲を求めた結果、30 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
名古屋	平16. 9	個人 (44 歳)	証券会社	<申立人の主張> ①オプションを利用した利益確定商品を扱者に勧誘され資金を預託したが、返済を受けていない金額等の返還を求めたい。 ②扱者が証券会社の申立人口座より出金し横領した金員の返還も求めたい。 <被申立人の主張> ①年利数百%と異常に高利な確定利付の約束でありその預りは扱者個人名義で差し入れている。常識的にこのような商品を証券会社が取り扱わないのは明確であり、使用者責任はない。 ②横領の事実を認め、支払いに応じる。	9,692 万円	平成16年12月、あっせん委員は、被申立人の責任を認め、7,200 万円を申立人に支払うことで和解成立。
名古屋	平16. 11	個人 (84 歳)	証券会社	<申立人の主張> 証券会社で運用していると信用して扱者に投資した。一部しか返金されていないことから、残金の返還を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人は扱者個人との運用契約と認識して取引を行っていたと判断し、使用者責任については否認する。	414 万円	平成16年12月、あっせん委員は、非申立人に使用者責任を認め、一方、申立人にも過失を認め、双方に互譲を求めた結果、330 万円を申立人に支払うことで和解成立。
東京	平16. 10	個人 (68 歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者より、「保有する投資信託が購入価格を上回った 153 万円で売却できます。外債へ乗換えてはどうか。」との勧誘を受けた。しかし、当該投信の売却代金は 149 万円であった。差額の 4 万円の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人は知識経験豊富な投資者であり、当該商品が様々な市況の変化によって日々変動し、損失を被る可能性があることは承知できていたはずである。	4 万円	平成16年12月、あっせん委員は、被申立人は直近の価額を確認し申立人に伝えた上で、再度申立人の意思を確認すべきであったとし、当事者双方が合意したことから、3 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平16. 10	個人 (69 歳)	証券会社	<申立人の主張> ①中国株投信を購入したが、販売時に説明義務違反があった。 ②当該投信の購入資金に充当するための株式売却は無断売買である。 上記取引について原状回復を求めたい。 <被申立人の主張> ①商品の説明が不十分であったことを認める。 ②無断売買の事実はない。	322 万円	平成16年12月、あっせん委員は、投信購入については顧客に十分な説明義務を果たさなかったことを認め原状回復し、無断売却の主張については、申立人の理解を確認する配慮に欠ける面があったことを認め、44 万円を申立人に支払うことで、和解成立。
名古屋	平16. 9	個人 (80 歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者は、倒産が確実で投機的な株式を購入させ多額の損失を計上させた。申立人は80歳の高齢で、比較的安定した株式取引経験しか持たないため、当該株式がどのような性格のものであるか判断もできず、また、扱者による無断売買であることから、当該損失額について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人は複数の証券会社と取引があり、10銘柄以上の株式を保有し、投資経験も長いこと等から判断能力に疑問は持たなかった。 当該売買の勧誘に当っては、顧客の短期売買により利益を得たいとの意向に沿ったものであり、ハイリスクハイリターンである旨の説明も行っている。 全ての注文は申立人の注文により執行したものであり無断売買ではない。	198 万円	平成16年12月、あっせん委員は、監理ポスト銘柄でありどのような経緯等があったとしても、申立人のような高齢者に投資勧誘したことには問題があり、一方で無断売買の事実は無かったとし、双方に互譲を求めた結果、158 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平16. 11	個人 (64 歳)	証券会社	<申立人の主張> 取引を止めるので、信用取引の建玉を決済し株券の出庫を依頼したが、扱者が長期間放置したことにより損金が拡大した。拡大した損失額の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 長期間放置したことにより申立人の損金が拡大したことにつき、当社の使用者責任は重大なものと認識している。	77 万円	平成16年12月、あっせん委員は、被申立人が責任を認めていることから、77 万円を申立人に支払うことで和解成立。